



重要事項説明書 (令和6年度)

認定こども園 芦屋中央幼稚園

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体

名 称	学校法人 芦屋学園
所 在 地	福岡県遠賀郡芦屋町高浜町1-7
連 絡 先	093-222-0327
代表者氏名	理事長 瓜生 幸加

(2) 利用施設

種 類	幼稚園型認定こども園		
名 称	認定こども園 芦屋中央幼稚園		
所 在 地	福岡県遠賀郡芦屋町高浜町1-7		
連 絡 先	(電話番号) 093-222-0327		
	(FAX番号) 093-222-0221		
管 理 者	園長 瓜生 幸樹		
開設年月日	平成31年4月1日 (2019年)		
利用定員	1号認定	120名	合計 160名
	2号認定	30名	
	3号認定	10名	

(3) 施設の理念・目的・運営方針

理念…主人公は子どもです。

目的…当園は、幼児期における教育・保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき、幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

方針…①様々な実体験（あそび）を通して一人ひとりの感性を磨きます。

また一人ひとりの個性を尊重しながら可能性を引き出し生きる力の基礎を培います。

②園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ保護者に対して子育てに関する悩み、相談に対応できる体制を構築します。

(4) 当園における施設・設備等の概要

施設

敷地	敷地全体	3475.93 m ²
	園庭	1322.64 m ²
園舎	構造	鉄骨コンクリート造
	延べ	1705.243 m ² (渡廊下含まず)

主な設備

設 備	部屋数
保育室	11 室
遊戯室	1 室
調理室	1 室
職員室	1 室

(5) 職員体制 ※ (園児数により変更することもあります。)

園長	1 人	教諭	25 人	栄養士	3 人
主幹教諭	1 人	事務員	1 人	調理員	1 人

(6) 幼児教育・保育を提供する日

【1号認定子ども (教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	10:00～14:00 (4時間)
預かり保育	保育時間	朝: 7:30～8:30 夕: 14:30～18:30 土曜: ご利用日3日前までにお知らせください。
休園日	土曜日・日曜日・国民の祝日・気象警報などで園長が判断した時	
	春休み (3月21日～4月7日)	状況により変更あり
	夏休み (7月21日～8月31日)	
	冬休み (12月21日～1月7日)	

【2号・3号認定子ども (保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7:30～18:30 (11時間)
休園日	日曜日・国民の祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)	
	気象警報、その他園児に安全の確保が困難と園長が判断した時	

(7) 提供する幼児教育・保育の内容

① 幼児教育・保育及び預かり保育の提供

上記(6)に記載する時間において幼児教育・保育を提供します。

その指針の5領域は、健康、人間関係、環境、言葉、表現とします。

② 外部専門講師による指導の提供

カワイ体育教室・カワイリトル教室・絵画造形教室・英会話教室など、外部専門講師による指導を提供します。

③ 送迎

個人送迎(保護者)又は、園バス送迎(有料)です。

※(園バスは、土曜日と長期休暇中、運行いたしません。)

④ 給食の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に給食・おやつを提供を行います。

提供内容	1号	2号	3号・認定なし	備考
給食	12:00頃	12:00頃	11:30頃	
おやつ		15:30頃	10:00頃・15:30頃	

* 園行事などで年間6~7回程度、ご家庭の手作り弁当の日があります。

* 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(8) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の内定	【1号認定】………施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定】…町が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	* 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園) * 保護者から退園の申出があったとき * 町の支給認定が取り消されたとき * その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(9) 嘱託医・嘱託歯科医

医療機関の名称	つだ小児科(小児科・アレルギー科)	若松歯科医院
医院長名	津田 文史朗	若松 敏行
所在地	水巻町梅ノ木団地1-80	芦屋町中ノ浜12-22
電話番号	093-202-3270	093-222-3333

(10) 緊急時における対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡します。

(11) 要望・苦情等に関する相談窓口

受付担当者	主幹教諭 武藤 智子 (☎ 093-222-0327)
解決責任者	園長 瓜生 幸樹 (☎ 093-222-0327)

(12) 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・非常警報装置・ガス漏れ報知機 緊急地震警報システム・AED 設置
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

(13) 保険

傷害保険	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
傷害・賠償保険	損害保険ジャパン
火災保険	あいおいニッセイ同和損害保険

(14) その他の留意事項

*喫煙……当園の敷地内はすべて禁煙です。 *各クラスは幼稚園部分と保育所部分の混合クラスです。
--

(15) 園費について

3. 4. 5歳児は、保育料が無償です。

ただし、教育、保育の質の向上を図るために必要な『上乗せ徴収』や制服・体操服代・給食費などの『実費徴収』を定めています。

支払い時期	費目	金額	備考
入園時	入園受入準備費	30,000円 (1・2歳児は10,000円)	入園・施設整備に係る費用
	用品代	3,000円～12,000円	学年により相違
	制服・体操服代	約36,000円	帽子・リュックを含む
毎月	教育充実費	1,500円	外部講師料・教材費等
	給食費	5,000円 (1,000円)	1号認定 (減免対象者)
		6,000円 (1,500円)	2号認定 (減免対象者)
毎月 (利用者)	バス代	2,000円	(8月は無し)
4・10月	冷暖房費	1,500円	年額3,000円
	後援会費	2,500円	年額5,000円

※入園時の用品と制服・体操服は、1月にご購入いただきます。

※1・2号認定のお子様で副食費が減免された方は、(1,000円)又は、(1,500円)となります。

※3号認定・認定なしのお子様は、給食費を徴収いたしません。

※認定なしのお子様は、1ヶ月25,000円を納付していただきます。

- 【 *保育料・給食費等、全ての園費が含まれます。
- 【 *預かり保育に関しては含まれません。

(16) 支払方法

西日本シティ銀行の保護者様の口座から毎月20日に自動引き落としです。

(17) 預かり保育【うさぎ組】

1号認定や認定なしのお子様を対象に、登園時間前や降園時間以降の預かり保育を実施します。ただし、就労や看病などで家庭保育ができない方を優先いたします。

※新年度や個人懇談などで、12:00降園や13:00降園の時もあります。

※利用料は申請することで無償化される方もいますのでお尋ねください。

※2・3号認定のお子様の利用料・おやつ代・給食代の徴収はありません。

●利用料について（1号認定・認定なし）

【通常保育日】 14:00降園

保育時間	利用料	備考
7:30 ~ 8:30	1時間200円	15:30頃…おやつ（1回100円）
14:30 ~ 18:30	（上限12,000）	

【春休み・夏休み・冬休み】

保育時間	利用料	備考
7:30 ~ 18:30	1時間200円	12:00頃…給食（1食250円）
	（上限12,000）	15:30頃…おやつ（1回100円）



●問い合わせ

*利用者負担額、認定申請に関すること

芦屋町役場 子育て支援係 ☎ (093) 223-3537

*教育・保育内容、園費、預かり保育に関すること

芦屋中央幼稚園 ☎ (093) 222-0327